

報道関係者 各位

平成26年2月28日
(照会先)
記録問題対策部 部長 北波 孝
記録問題対策部
記録問題対策グループ長 菅野 恵文
(電話直通 03-6892-0754)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

「気になる年金記録、再確認キャンペーン」の状況⑥ (これまでの取組と実績)

「気になる年金記録、再確認キャンペーン」は開始（平成25年1月31日）から一年が経ちました。この機会にこれまでの取組と実績、また、日本年金機構からのお願いをお知らせいたします。

日本年金機構では、平成26年度以降も年金記録問題の解決に向けて引き続き取り組んで行くこととしており、年金請求の際の年金事務所窓口での確認強化や、政府広報等各種の広報媒体等を活用した年金記録の再確認のお願いなどを行うこととしていますので、みなさまのご協力をお願いいたします。

I キャンペーンの趣旨

- 年金記録問題の解決に向けて、これまで、「ねんきん特別便」等をお送りし年金記録の確認をお願いするとともに、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業等を進めてきましたが、まだ約2,100万件の未解明記録が残っています。
- 手がかりがつかめない記録については、ご本人から心当たりの記憶を申し出いただくことが持ち主の発見につながることから、平成25年1月31日から、ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではないかと不安のある方に対して、もう一度年金記録についてご確認をいただく「気になる年金記録、再確認キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を開始しました。

Ⅱ これまでの取組と実績

1 各種お知らせによる年金記録再確認のご案内の実施

- すべての方（受給者、受給待機者、加入者）に対して、各種のお知らせを通じて、個別にキャンペーンのご案内をしました。

【各種お知らせの送付状況】

お知らせ	対象者	送付数	お知らせの送付期間
「年金記録確認のお願い」（ハガキ）	年金受給者	約 3,311 万枚	平成 25 年 2 月～10 月
「年金記録確認のお願い・住民票コード登録のお願い」（ハガキ）	受給待機者	約 234 万枚	平成 25 年 8 月
「ねんきん定期便」	加入者	約 6,536 万枚	平成 25 年 4 月～26 年 3 月

- この他、海外に居住する年金受給者（約 3 万 5 千人）に対しても、キャンペーンのご案内を行うため、平成 25 年 12 月発送の年金額改定通知書に、年金記録の再確認のお願い文書とキャンペーンのパンフレットを同封し送付しました。

- この結果、平成 25 年 2 月から 12 月までの間に、年金事務所等に「年金記録確認のお願い」又は「年金記録確認のお願い・住民票コード登録のお願い」のハガキをお持ちになられた方の件数は約 13 万 3 千件、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へのお問い合わせ件数は約 31 万件、年金記録照会の申出書を提出された方の件数は約 19 万件となり、多くの方に記録の再確認をいただくとともに年金事務所等に記録確認のご照会をいただきました。

また、お送りしたお知らせ（「年金記録確認のお願い」ハガキ）をご覧になった年金受給中の方が、年金事務所にご相談をされて、旧姓で記録されている期間が新たに見つかり、受給中の年金額が増加した事例などもありました。

【年金事務所等への照会申出書の提出状況等（2 月～12 月）】

年金記録照会申出書提出者			専用ダイヤルへの お問い合わせ件数	ハガキ持参者
年金事務所窓口	市町村窓口	福祉事務所窓口		年金事務所窓口
190,501 件	226 件	824 件	308,397 件	133,155 件

※ 市町村や福祉事務所のご協力も得て各窓口を經由して年金事務所にて記録照会申出書を提出いただいています。

2 キャンペーンにかかるポスターの掲示及びパンフレットの配布

- 年金事務所においてポスターの掲示やパンフレットの配布を実施しました。

また、経済団体や関係団体並びに全国市長会等の団体を訪問し、ポスターの掲示やパンフレットの配布などのご協力をお願いし、多くの団体にパンフレットの配布等にご協力をいただきました。

【パンフレットの配布状況等】

団体数	ポスター	パンフレット
約 1,800 団体	約 7 万枚	約 330 万枚

※ 団体数には市町村等の自治体も含んでいます。

- このパンフレットは、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高い事例（退職後に結婚し姓が変わった。いろいろな名前の読み方がある等）を紹介するとともに、「もれ」や「誤り」の心配のある場合には、思い当たる期間や当時の勤務場所・お住まいなどを記入して相談していただける形式となっています。

- この取組により、このパンフレットを活用して年金事務所等に記録確認のご照会をされた方の件数は平成 25 年 2 月から 12 月までの間に約 2,400 件となりました。多くの団体にご協力をいただくことで広くパンフレットを配布し記録確認をしていただくことができました。

3 ホームページによる広報の実施及び「ねんきんネット」のご案内

- 日本年金機構のホームページに平成 25 年 1 月からキャンペーンの特設ページを開設 (<http://www.nenkin.go.jp/k-cam/>) し、年金記録問題の概要や年金記録の確認方法などの各種情報提供を行うとともに「ねんきんネット」をご案内しています。

【日本年金機構ホームページへのアクセス状況（2 月～12 月）】

トップページアクセス件数	キャンペーン特設ページアクセス件数
約 1,118 万件	約 115 万件

- また、「ねんきんネット」の充実を図り、氏名・性別・生年月日を入力して、入力した条件に一致する持ち主不明記録があるかどうかを調べることができるサービスを平成 25 年 1 月から開始しました。

【「ねんきんネット」へのログイン状況等（2月～12月）】

ログイン数	未統合記録の検索
約 476 万件	約 21.7 万件

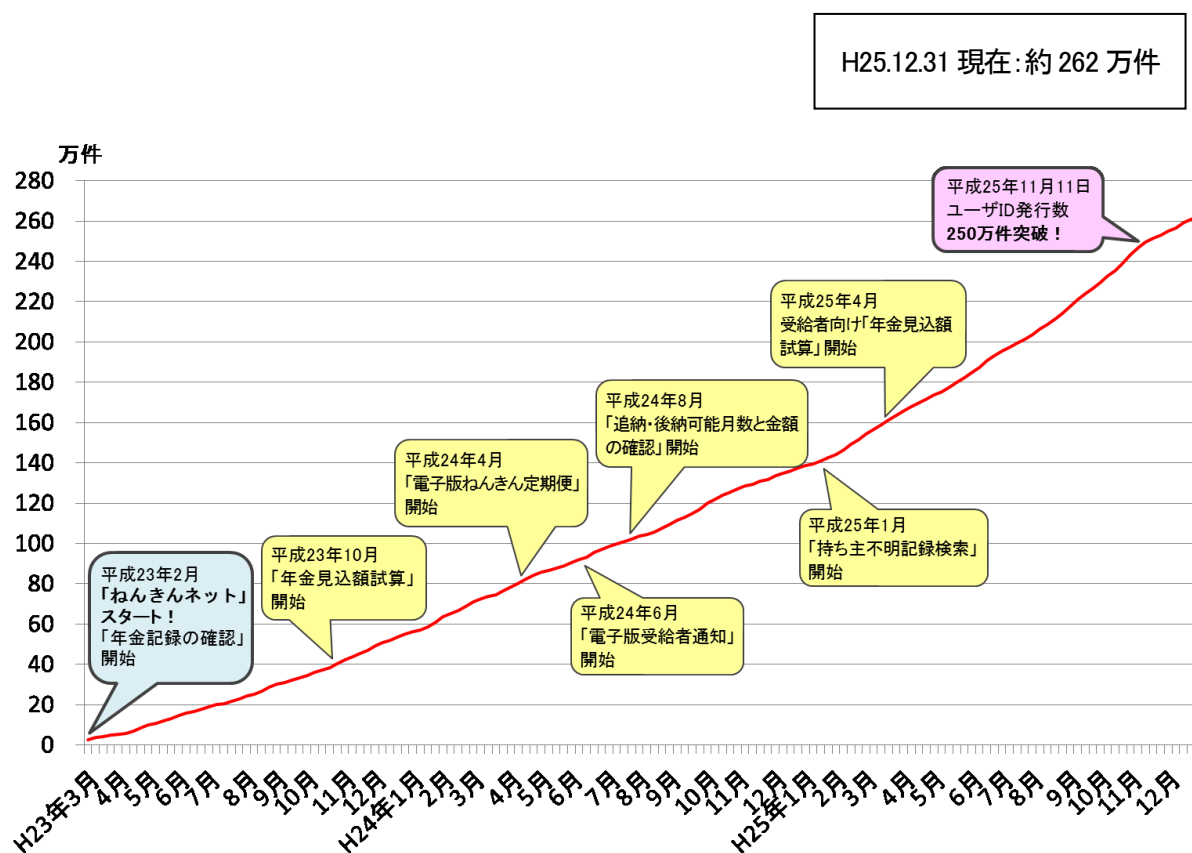
○ この結果、ご自身で「ねんきんネット」の持ち主不明記録の検索サービスを利用して年金事務所に相談したり、ご家族の方に「ねんきんネット」の検索をしていただいた結果、加入期間が見つかり受給中の年金額が増加した事例などもありました。

○ なお、「ねんきんネット」のユーザID発行件数は、キャンペーン開始後も着実に増加しており、平成25年11月には250万件を突破し、平成25年12月時点で約262万件となっています。

「ねんきんネット」は、ご自身の年金記録が確認できるほか、持ち主不明記録の検索もできますので、利用登録がまだの方は、是非、ご登録をお願いします。

(http://www.nenkin.go.jp/n/www/n_net/index.jsp)

【「ねんきんネット」ユーザID発行件数の推移】



4 政府広報の実施

- 各種の広報媒体により政府広報を行い年金記録の再確認の呼びかけを行いました。
 - ・ 政府インターネットテレビ「あなたの気になる年金記録を確認してみませんか」(平成25年1月～)(<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg7552.html?c=22>)
 - ・ 政府広報オンラインお役立ち情報「あなたの年金記録に「もれ」や「誤り」はありませんか？もう一度ご確認をお願いします。」(平成25年1月～)(<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201302/2.html>)
 - ・ 新聞突出し広告の掲載(平成25年2月)
 - ・ 新聞記事下広告の掲載(平成25年8月)
- 平成26年3月も以下の政府広報の実施を予定しております。
 - ・ 朝日新聞デジタル インターネットテキスト広告
(平成26年3月3日～9日掲載予定)
 - ・ 政府広報ラジオ「なるほど!ニッポン情報局」40秒スポットCM
(平成26年3月1、2、8、9、15、16、22、23日放送予定)

Ⅲ 日本年金機構における今後の取組とお願い

- 日本年金機構では、平成26年度以降も年金記録問題の解決に向け、引き続き次の取組を進めてまいります。
 - ・ 「ねんきん定期便」及び「年金請求書(ターンアラウンド方式)」を活用して、年金記録の「もれ」や「誤り」が気になる方への確認の呼びかけを行ってまいります。
 - ・ 政府広報等各種の広報媒体等を活用して、引き続き年金記録の再確認をお願いしてまいります。
 - ・ 高齢者団体等に機関紙等による記録確認の呼びかけのご協力をお願いしてまいります。
 - ・ 年金の裁定請求の手続きの際に、年金記録の「もれ」や「誤り」がないか確認の徹底に取り組んでまいります。
 - ・ 市町村窓口での高齢者等に対する年金記録の再確認の支援について、引き続き市町村へご協力をお願いしてまいります。
- ねんきん特別便(名寄せ特別便)等ではまだ約320万件が未回答であり、約50万件が未到達となっています。手がかりがつかめない記録については、ご本人から心当たりの記憶を申し出ていただくことが持ち主の発見につながることから、是非ご自身の年金記録を確認いただき、「もれ」や「誤り」があるのではないかとと思われる場合は、年金事務所等にご相談いただきますようお願いいたします。

(参考) 年金記録問題に関する各種データ

1 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ等による通知の状況

- これまでの紙台帳等とコンピュータ記録の突合せの作業の結果、平成 25 年 9 月現在で約 148 万人の方に記録訂正のお知らせを送付しました。

【記録訂正通知の送付状況（件数は各時点までの累計）】

平成 25 年 1 月	平成 25 年 3 月	平成 25 年 5 月	平成 25 年 7 月	平成 25 年 9 月
約 97 万件	約 109 万件	約 118 万件	約 131 万件	約 148 万件

2 未統合記録の件数の推移

- 平成 25 年 9 月時点の未統合記録件数は 2,112 万件です。なお、平成 24 年 12 月から平成 25 年 9 月までの未統合記録の件数の推移は次のとおりです。

【未統合記録の件数の推移】

平成 24 年 12 月	平成 25 年 3 月	平成 25 年 6 月	平成 25 年 9 月
2,201 万件	2,186 万件	2,134 万件	2,112 万件

3 キャンペーンにおける年金記録回復の具体的事例

- ・平成 25 年 6 月及び 8 月に公表した年金記録回復の具体的事例（別添 1）

4 参考資料

- ・キャンペーンポスター（別添 2）
- ・キャンペーンパンフレット（別添 3）
- ・年金記録確認のお願いハガキ等（別添 4）

「気になる年金記録、再確認キャンペーン」における年金記録回復の具体的事例

事例 1

「年金記録確認のお願い」(ハガキ)を持参された例

東北地方在住、85 歳女性。自宅に届いたハガキを見て年金事務所に相談。昭和 19 年～30 年の会社勤務の加入期間 142 ヶ月が、旧姓で記録されていることが見つかり、現在受給中の老齢厚生年金約 44 万円が約 135 万円に増加した。

事例 2

「ねんきんネット」で未統合記録があるとして来所された例

北海道在住、75 歳男性。以前、戸籍の生年月日と親から言われていた生年月日が違っていたことを思い出し、「ねんきんネット」で検索したところ、該当すると思われる加入記録があると表示されたため、年金事務所に相談。昭和 29 年～31 年にかけて、2 ヶ所の商店での加入期間（合計 19 ヶ月）が見つかり、現在受給中の老齢厚生年金約 97 万円が約 104 万円に増加した。

事例 3

受給者に依頼された家族が窓口に来所された例

東北地方在住、79 歳女性。自宅に「年金記録確認のお願い」ハガキが届き、同居している長男に以前会社に勤めたことがあることを伝え、長男が年金事務所に相談。昭和 25 年 4 月～昭和 25 年 8 月の 4 ヶ月間、地元の会社での加入期間が見つかり、現在受給中の老齢基礎年金に厚生年金加入期間分、約 15,000 円が増加して支給されることとなった。

「気になる年金記録、再確認キャンペーン」における年金記録回復の具体的事例②

事例１ 福祉事務所等を経由した記録照会により記録統合したケース

関東地方在住、65 歳女性、現在生活保護を受給中の方。これまでご自身の年金について年金事務所などで相談したことはなく、年金を受給できるとは思っていなかったが、65 歳に達した際にケースワーカーから、過去に会社勤めの期間があるのであれば年金記録の確認をするよう勧められ、福祉事務所を経由して年金事務所に期間照会申出書を提出し調査したところ、昭和 41 年～昭和 51 年の厚生年金の加入記録 115 月が旧姓で記録されていたことがわかり、国民年金の期間と合わせると 336 月となり受給権が発生、新たに年額 604,700 円の年金をお受け取りいただけることとなった。

福祉事務所としては、今回の件も踏まえ今後も加入期間が数か月と思われる方に対しても、年金記録の再確認を進めていきたいとしている。

事例２ 市町村に配置した「ねんきんネット」で記録の「もれ」に気づき、年金事務所への記録照会により記録統合したケース

九州・沖縄地方の離島在住、64 歳男性。市町村役場の年金担当課にご自身の厚生年金の請求について相談に訪れた際に、役場に設置している「ねんきんネット」の端末で加入記録を確認したところ、昭和 46 年 7 月～平成 2 年 8 月までの厚生年金の加入期間がもれていることに気付いたことから、市町村役場を経由して年金事務所に期間照会申出書を提出した。

年金事務所で調査したところ、5 事業所（43 月）の加入期間について、ふり仮名が誤った状態で記録されていたことがわかり、既に記録されている厚生年金の加入期間（67 月）と合わせて、特別支給の老齢厚生年金 117,800 円が支給されることとなった。

事例３ ねんきんネットの未統合記録検索システム・紙台帳検索システムを使用し記録統合に至ったケース

北海道在住、85 歳女性。「年金記録確認のお願い」ハガキを見て、娘さんの協力によりねんきんネットの未統合記録の持ち主検索機能でご自身の記録と思われる未統合記録があったことから、娘さんとともに年金事務所に来所された。

年金事務所で記録を確認したところ、2 事業所（計 9 月）の未統合記録が旧姓で記録されていたことが判明し、さらに紙台帳検索システムの氏名索引により、昭和 19 年～25 年の間の 1 事業所（71 月）が旧姓により記録されている判明し、現在受給中の老齢厚生年金約 23 万円が約 54 万円に増額となった。

あなたの気になる年金記録 もう一度、ご確認を！

いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。

あらためて、ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、
ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

約9人に1人、年金記録が見つかります。

若い頃に勤めていた
記録が見つかった

例

年額 **98** 万円 ▶ **234** 万円

結婚前の旧姓の
記録が見つかった

例

年額 **43** 万円 ▶ **154** 万円

名前の読み方が
誤って登録されていた
記録が見つかった

例

年額 **0** 円 ▶ **137** 万円

こんな方は
ぜひ、ご確認を！

- ☒ 転職が多い
- ☒ 姓(名字)が変わったことがある
- ☒ いろいろな名前の読み方がある

年金記録の確認は「ねんきんネット」が簡単・便利！

ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。

☞ いつでも最新の年金記録を確認できます！

「ねんきんネット」では、時間を気にせず、24時間いつでも、最新の年金記録を確認できます。

☞ 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！

年金に加入されていない期間、標準報酬月額の変動など、確認いただきたい記録が、
わかりやすく表示されています。

☞ 平成25年1月末から、氏名や生年月日等を入力して、持ち主不明の記録の中に、 ご自身の記録があるかどうか調べることができます。

お問い合わせ先

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル



0570-058-555

※050または070から始まる電話で

おかけになる場合 ▶ 03-6700-1144

【受付日時】 月～金曜日 9:00～20:00 第2土曜日 9:00～17:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用になれません。



日本年金機構
Japan Pension Service

「もれ」や「誤り」の心配があるときには

▼下記の「メモ欄」に思い当たる期間、思い当たる状況を記入例をご参照のうえ、ご記入ください。

記入例	思い当たる期間	思い当たる状況（事業所名・当時の勤務場所・お住まい、その他調査の参考となる事項）
	S.45.4～S.46.3	杉並区高井戸西で〇〇株式会社（事業主：年金太郎）に勤めていた
	S.58.9～S.59.3	標準報酬額が126千円となっているが、160千円だった

メモ欄	思い当たる期間	思い当たる状況（事業所名・当時の勤務場所・お住まい、その他調査の参考となる事項）

▼下記の枠内に、基礎年金番号または年金証書番号など、必要事項をすべてご記入ください。

基礎年金番号 または 年金証書番号			(フリガナ) 氏 名			(フリガナ) 旧 姓		
生年月日	年号の□に「レ」印をつけてください	☒ 明治 ☒ 大正 ☒ 昭和 ☒ 平成	年	月	日			
住 所	〒 -		電話番号	()				

※ご相談の際には、ご自身の年金手帳（お持ちでない場合は身分証明書）をご持参ください。
なお、ご本人ではなく代理の方がお越しの場合は、委任状と代理の方の身分証明書も併せてご持参ください。

年金記録がお手元にないときには

1 「ねんきんネット」に登録する

日本年金機構のホームページから「ねんきんネット」の利用登録をする（ユーザIDの発行をお申し込みください）

郵送によりユーザIDがお手元に届く

「ねんきんネット」にログインして年金記録を確認する
※平成25年1月末から、氏名や生年月日等を入力して、持ち主不明の記録の中に、ご自身の記録があるかどうか調べることができます。

詳しくは、「ねんきんネット」で検索 http://www.nenkin.go.jp/n_net/

2 「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」で申し込む

専用ダイヤルにお電話いただき、「ねんきんネット」の年金記録の送付をお申し込みください。▶後日、郵送いたします。

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

 **0570-058-555**

※050または070から始まる電話で
おかけになる場合▶03-6700-1144

●受付日時 月～金曜日 9:00～20:00 第2土曜日 9:00～17:00

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

あなたの気になる年金記録 もう一度、ご確認を。

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん定期便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。

しかし、いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。
ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、
ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

約9人に1人、年金記録が見つかりました。

若い頃に勤めていた
記録が見つかった

例
年額 98万円▶234万円

結婚前の旧姓の
記録が見つかった

例
年額 43万円▶154万円

名前の読み方が
誤って登録されていた
記録が見つかった

例
年額 0円▶137万円

「ねんきんネット」で
ご確認を！

- ▶「未加入」となっている期間は要チェック。ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。
- ▶平成25年1月末から、氏名や生年月日等を入力して、持ち主不明の記録の中に、ご自身の記録があるかどうか調べることができます。

厚生年金基金に加入していたことのある死亡者の記録についても、遺族年金への影響があり得ることから、ご遺族の方からの申し出を受け、照合作業を行います。

ご希望の方は、お近くの年金事務所にお申し出ください。

年金記録確認のチェックポイント

お手元に、「ねんきんネット」の年金記録や、以前お送りした「ねんきん定期便」などをご用意のうえ、ご確認ください。

1 「ねんきんネット」で確認する場合 昭和25年9月10日生まれの方の例

年度	年齢	各月の年金記録の状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和45年度	20歳	/	/	/	/	/	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加
昭和46年度	21歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和47年度	22歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和48年度	23歳	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加
昭和49年度	24歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年

※「未加」＝20歳以上60歳未満の期間のうち、年金制度に未加入であった月（共済組合に加入していたため国民年金、厚生年金等に加入していなかった期間を含む）、「国年」または「厚年」＝国民年金または厚生年金に加入していた月の意味です。

2 「ねんきん定期便」などで確認する場合 昭和25年9月10日生まれの方の例

※①「ねんきん特別便」、②「厚生年金加入記録のお知らせ」（年金を受給されている方）、③平成21年4月～22年3月にお送りした「ねんきん定期便」（年金を受給されている方以外）でご確認ください。

これまでの『年金加入履歴』です お示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください					
お示している年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。 ※現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。 ※各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。					
①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
※ このお知らせの見方は、パンフレットの4～5ページをご覧ください。					
1	厚年	〇〇商事	昭和46. 4. 1	昭和46.11. 5	7
2	厚年	△△株式会社 (空いている期間があります。)	昭和46.11. 5	昭和48. 4. 1	17
3	国年	第1号被保険者	昭和49. 4. 1	昭和50. 4. 1	12

お手元に「ねんきんネット」にご登録いただくか、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話ください（詳しくは裏面をご覧ください）。

以下の項目に該当するような場合、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。

「未加入」となっている期間（共済組合員期間を除く）は要チェック！

この期間働いていなかった

☒ 学生であったが国民年金に加入していた。
☒ 夫(妻)の扶養家族であったが国民年金に加入していた(昭和61年3月以前に限ります)。

この期間働いていた

☒ 退職後、結婚し姓が変わった。
☒ いろいろな名前の読み方がある。
☒ 事情があって本名とは異なる名前で勤めた(異なる名前で記録されている可能性があります)。
☒ 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた(異なる生年月日で記録されている可能性があります)。
☒ 転職のたびに年金手帳が発行された(年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります)。
☒ 同じ会社(グループ)内で転勤や出向を繰り返していた。
☒ 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。
☒ 試用期間中に退職した。
☒ 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。

- 上記以外にも、記録の「もれ」や「誤り」がある場合があります。
- 上記のリストは、記録が「未加入」となっている場合のチェックポイントです。この他、保険料を納付したにもかかわらず「未納」となっていたり、標準報酬額(給与の平均を区切りのよい一定の額ごとに区分し、納めていただく保険料額の計算の基とするもの)が実際と異なっていることなどもありますので、「ねんきんネット」や「ねんきん定期便」などでご確認ください。

お心当たりのある方は、裏面のメモ欄に思い当たる内容をご記入のうえ、お近くの年金事務所等にご相談ください。



親展



XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

年金記録確認のお願い

差出人  **日本年金機構**
Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

年金記録の持ち主を探しています。

このハガキは 皆様にお送りしています。

矢印の方向へゆっくりとねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)

「ねんきんネット」で、ご確認を

- ▶ いつでも最新の年金記録を確認できます！
☞ ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。
- ▶ 持ち主不明の記録を検索できます！
- ▶ 年金の支払いに関する通知書を画面で確認できます！

お問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』

(お問い合わせの際は、照会番号もしくは
基礎年金番号をお知らせください。)

0570-058-555 (ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1144 (一般電話)

【受付時間】 月～金曜日 午前 9:00 ～午後 8:00
第2土曜日 午前 9:00 ～午後 5:00
*祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

電話での照会番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

「ねんきんネット」の利用方法

日本年金機構のホームページから、「アクセスキー」で利用登録を行ってください。

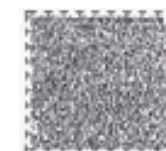
詳しくは、
「ねんきんネット」で検索

あなたのアクセスキー

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7

- 即時にユーザIDが発行できる「アクセスキー」の有効期限は本状到着後、3カ月です。お早めに申し込みください。
(有効期限後は、ホームページの「アクセスキーをお持ちでない方」から利用登録を行ってください。5日程度でユーザIDを郵送いたします)
- 利用登録の際には、「基礎年金番号」の入力が必要になりますので、お手元に「年金証書」、「年金振込通知書」等をご用意ください。
- すでに利用登録がお済みの方にも、行き違いで「アクセスキー」を送付してしまう場合もありますが、再度の登録は不要です。

このマークは、音声コードです。
目の不自由な方には、
このお知らせに関する情報を
音声で聞くことができます。



あなたの 気になる年金記録 もう一度、ご確認を。

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん特別便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。しかし、いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

約9人に1人、年金記録が見つかります。

若い頃に
勤めていた
記録が見つかった

例

年額 98万円 ▶ 234万円

結婚前の旧姓の
記録が見つかった

例

年額 43万円 ▶ 154万円

名前の読み方が
誤って登録されて
いた記録が
見つかった

例

年額 0円 ▶ 137万円

▶ 厚生年金基金に加入していたことのある死亡者の記録についても、遺族年金への影響があり得ることから、ご遺族の方からの申し出を受け、照合作業を行います。ご希望の方は、お近くの年金事務所にお申し出ください。

年金記録確認のチェックポイント

お手元に、「ねんきんネット」の年金記録や、以前お送りした「ねんきん特別便」などをご用意のうえ、ご確認ください。

「ねんきんネット」で確認する場合

昭和25年9月10日生まれの方の例

年度	年齢	各月の年金記録の状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和45年度	20歳	/	/	/	/	/	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加
昭和46年度	21歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和47年度	22歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和48年度	23歳	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加

※「未加」= 20歳以上60歳未満の期間のうち、年金制度に未加入であった月（共済組合等に参加していたため、国民年金、厚生年金等に参加していなかった期間を含む）の意味です。

「厚年」= 厚生年金に加入していた月の意味です。

年金記録がないときには、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話ください（表面）。

「未加入」期間（共済組合員期間を除く）は要チェック！

○以下の項目に該当するような場合、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。

この期間
働いて
いなかった

- ☐ 学生であったが国民年金に加入していた。
- ☐ 夫（妻）の扶養家族であったが国民年金に加入していた（昭和61年3月以前に限ります）。

この期間
働いていた

- ☐ 退職後、結婚し姓が変わった。
- ☐ いろいろな名前の読み方がある。
- ☐ 事情があって本名とは異なる名前で勤めた。
- ☐ 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた。
- ☐ 転職のたびに年金手帳が発行された。
- ☐ 同じ会社（グループ）内で転勤や出向を繰り返していた。
- ☐ 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。
- ☐ 試用期間中に退職した。
- ☐ 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。

お心当たりのある方は、思い当たる内容について、年金事務所等にご相談ください。



親展

XXX-XXXX

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

様



XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

大切なお知らせ

- 年金記録確認のお願い
- 住民票コード登録のお願い

差出人



日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

年金記録の持ち主を探しています。
このハガキは皆様にお送りしています。

② ①②の順に矢印の方向へゆっくりていねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)

「ねんきんネット」で、ご確認を

- ▶ いつでも最新の年金記録を確認できます！
☞ ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。
- ▶ 持ち主不明の記録を検索できます！
- ▶ 年金の支払いに関する通知書を画面で確認できます！

「ねんきんネット」のご利用方法について

日本年金機構のホームページから、「アクセスキー」で利用登録を行ってください。

詳しくは、
「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

あなたの
アクセスキー

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7

※アクセスキーの有効期限は、3ヶ月です。利用登録がお済みの方は、再度の登録は不要です。

お問い合わせ先

『ねんきんダイヤル』

(お問い合わせの際は、照会番号もしくは
基礎年金番号をお知らせください。)

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165 (一般電話)

【受付時間】 月 曜 日 午前 8:30 ~ 午後 7:00
火 ~ 金曜日 午前 8:30 ~ 午後 5:15
第 2 土曜日 午前 9:30 ~ 午後 4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7:00 まで相談をお受けします。
※祝日(第 2 土曜日を除く)、12 月 29 日~1 月 3 日はご利用いただけません。

電話での
照会番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

正しい住所のご登録を

○60歳以上で退職されている方が住所や氏名を変更した場合は、お近くの年金事務所等に住所変更届や氏名変更届の提出をお願いします。

住民票コードの収録にご協力を

○日本年金機構では、年金に関する重要なお知らせを確実にお届けするために、住民票コードを利用してお客様の住所の把握を行っています。

(平成25年5月31日現在)

お客様の住民票コードの収録状況

収録済

住民票コードの収録状況が「収録済」と記載されている方へ

○平成25年10月以降は住所変更届の提出は不要です。
※住民票コードが収録済の方でも、氏名変更届の提出は必要です。

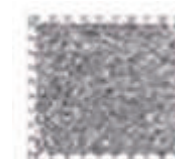
住民票コードの収録状況が「未収録」と記載されている方へ

※日本年金機構に登録の住所と、住民基本台帳ネットワークで管理している住所で、書き方が異なる等により、本人確認ができませんでした。

○ご自身の住民票コードをお調べいただき、お近くの年金事務所までお届けください。

○住民票コードをお届けいただくことで、住所変更届の提出を省略することができます。

このマークは、音声コードです。
目の不自由な方には、
このお知らせに関する情報を
音声で聞くことができます。



あなたの 気になる年金記録 もう一度、ご確認を。

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん特別便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。しかし、いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

約9人に1人、年金記録が見つかります。

若い頃に
勤めていた
記録が見つかった

例

年額 98万円 ▶ 234万円

結婚前の旧姓の
記録が見つかった

例

年額 43万円 ▶ 154万円

名前の読み方が
誤って登録されて
いた記録が
見つかった

例

年額 0円 ▶ 137万円

▶ 厚生年金基金に加入していたことのある死亡者の記録についても、遺族年金への影響があり得ることから、ご遺族の方からの申し出を受け、照合作業を行います。ご希望の方は、お近くの年金事務所にお申し出ください。

1308 1014 029

年金記録確認のチェックポイント

お手元に、「ねんきんネット」の年金記録や、以前お送りした「ねんきん特別便」などをご用意のうえ、ご確認ください。

「ねんきんネット」で確認する場合

昭和25年9月10日生まれの方の例

年度	年齢	各月の年金記録の状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和45年度	20歳	/	/	/	/	/	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加
昭和46年度	21歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和47年度	22歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和48年度	23歳	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加

※「未加」＝20歳以上60歳未満の期間のうち、年金制度に未加入であった月（共済組合等に参加していたため、国民年金、厚生年金等に参加していなかった期間を含む）の意味です。

「厚年」＝厚生年金に加入していた月の意味です。

年金記録がないときには、
「ねんきんダイヤル」にお電話ください（表面）。

「未加入」期間（共済組合員期間を除く）は要チェック！

○以下の項目に該当するような場合、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。

この期間
働いて
いなかった

- ☐ 学生であったが国民年金に加入していた。
- ☐ 夫（妻）の扶養家族であったが国民年金に加入していた（昭和61年3月以前に限ります）。

この期間
働いていた

- ☐ 退職後、結婚し姓が変わった。
- ☐ いろいろな名前の読み方がある。
- ☐ 事情があって本名とは異なる名前で勤めた。
- ☐ 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた。
- ☐ 転職のたびに年金手帳が発行された。
- ☐ 同じ会社（グループ）内で転勤や出向を繰り返していた。
- ☐ 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。
- ☐ 試用期間中に退職した。
- ☐ 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。

お心当たりのある方は、思い当たる
内容について、年金事務所等にご相談ください。

50歳未満の方用（表面）

料金後納郵便

親展

必ずご覧ください

「ねんきん定期便」です

〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
(※宛先不明の場合は上記にご返送ください)

日本年金機構
Japan Pension Service

ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご覧ください。
水に濡れている時は、よく乾かしてからおはがしください。

ねんきん定期便

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づいて作成されております。
ご不明な点や記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にご連絡ください。

照会番号

(照会番号は、お問い合わせの際に必要となります)

1 これまでの年金加入期間（共済組合の加入記録は含まれておりませんので、各共済組合にお問い合わせください）

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

※老齢年金受給には、原則として300月以上の年金加入期間（未納期間および同月内での重複加入期間を除く）が必要です。

2 これまでの加入実績に応じた年金額（今後の加入実績により年金額は増加します）

(1)これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額)	円
(2)これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額)	円
これまでの加入実績に応じた老齢年金額【老齢基礎年金・老齢厚生年金 合計】	(年額)	円

※老齢厚生年金額には、厚生年金基金から支給される額（代行部分のみ）も含まれています。
※年金額が表示されていない場合は、期間が重複している年金加入記録がある場合などですので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

・上記の年金額を、仮に20年間受給した場合は 円になります。
(60歳まで加入した場合等の年金見込額は「ねんきんネット」で試算できます)

(参考)これまでの保険料納付額

(1)国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2)厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額【国民年金・厚生年金保険 合計】	(累計額)	円

※国民年金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額を使い、付加保険料は含め、前納は割引額を控除し、追納は加算額を加算して計算しています。
※厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間当時の標準報酬（月）額を基に、当時の保険料率を使い、以下の前提で計算しています。
・被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは、被保険者本人が負担した額について計算しています。
・厚生年金基金加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納付する保険料額）を除いて計算しています。
(裏面「最近の月別状況です」の保険料納付額も同様に計算しています)

さらに詳しくご自身の年金記録をご確認いただく場合は、「ねんきんネット」(裏面参照)をご利用ください。

※このマークは、音声コードです。
目の不自由な方には、お一人おひとりの年金記録に関する情報を音声で聞くことができます。

「最近の月別状況です」の見方

国民年金(第1号・第3号)納付状況欄について

納付済	保険料を納めた期間 (保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含む)
未納	保険料を納めていない期間
3号	第3号被保険者の期間
全額免除	保険料が全額免除の期間
半額免除	保険料が半額免除され、残りの半額を納めた期間
半額未納	保険料が半額免除されたが、残りの半額を納めていない期間
3/4免除	保険料が3/4免除され、残りの1/4を納めた期間
3/4未納	保険料が3/4免除されたが、残りの1/4を納めていない期間
1/4免除	保険料が1/4免除され、残りの3/4を納めた期間
1/4未納	保険料が1/4免除されたが、残りの3/4を納めていない期間
学生特例等	学生納付特例または若年者納付猶予が認められた期間
付加	付加保険料を納めた期間
未加入	20歳以上60歳未満の期間のうち、どの制度にも加入していなかった期間、または共済組合等に加入していた期間

日本年金機構ホームページのご案内

「ねんきん定期便」の見方、「ねんきんネット」のご利用方法など、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)をご利用ください。

「ねんきんネット」のご利用は、

お問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』



お問い合わせの際は、表面の照会番号もしくは
基礎年金番号をお知らせください。



 ナビダイヤル® **0570-058-555**

※050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6300-1144

03-6700-1144

【受付時間】 月～金曜日：午前9時～午後8時まで
第 2土曜日：午前9時～午後5時まで
＊ 祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

最近の月別状況です

平成 年 月から平成 年 月までの期間を
平成 年 月 日時点の情報で作成しています。

※この期間を含む過去すべての期間について、加入状況をお知りになりたい場合は、「ねんきんネット」をご利用いただくか、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」、またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

[illegible]

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、
情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、
「未納」と表示されることがあります。ご容赦ください。

気になる年金記録、もう一度ご確認を。

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん特別便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。

しかし、いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。

ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。お心当たりの記録を調査いたします。

「ねんきんネット」で、持ち主不明の記録を検索できます

- ・過去すべての期間について加入状況を確認できます。
- ・氏名や生年月日等を入力して検索してください。

アクセスキーで、「ねんきんネット」の登録が
できます

- ・ご利用登録は、ご自宅などのパソコンで行うことができます。
- ・ご利用登録には、ご自身の「基礎年金番号」が必要です。

※「基礎年金番号」は、年金手帳や基礎年金番号通知書などに記載されています。

※「基礎年金番号」が分からない場合は、

- ・ 会社員の方などは、お勤め先の総務関係の部署にお尋ねください。
- ・ 「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話ください。

(後日、基礎年金番号が記載された書類を郵送いたします)

お客様のアクセスキー

「アクセスキー」の有効期限は、本状到着後、3カ月です。
(期限後もご利用登録は可能: ユーザID発行に5日程度必要)